

多摩市告示第三百三十七号

市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規程に基づき、次の市道路線の供用廃止をする。その関係図面は令和六年六月五日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和六年六月五日

多摩市長 阿部 裕行

一 供用廃止路線

整理番号	路線名	供用廃止の区間		備考
一	二―一―一三号線	東寺方三丁目一―一地先	東寺方三丁目一―一地先	一部の供用廃止

二 供用廃止期日 令和六年六月五日